

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和4年11月28日(月)午後7時00分～午後8時06分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2 番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3 番委員 井 上 孝 男

4 番委員 菱 木 俊 匡

5 番委員 秋 元 美 里

3 説明員等氏名

教 育 部 長 飯 田 義 一

文 化 部 長 鈴 木 裕 一

教育部副部長 栢 沼 教 勝

文化部副部長 小 澤 寛 之

教育総務課長 岡 田 夏 十

学校安全課長 内 田 文 明

学校施設担当課長 志 村 康 次

教育指導課長 中 山 晋

図書館長 佐 次 安 一

教育指導課指導主事(指導係長事務取扱) 鈴 木 孝 宗

教育指導課指導主事(教育相談係長事務取扱) 小 林 祐 介

教育指導課指導主事 津 田 裕 子

教育指導課指導主事 柳 下 仁 志

教育総務課副課長 濱 野 光 利

教育総務課副課長 加 藤 和 永

学校安全課副課長(給食係長事務取扱) 田 代 勝 美

学校安全課副課長(学校施設係長事務取扱) 中津川 博 之

学校安全課専門監 松 井 和 重

教育指導課副課長 常 盤 敏 伸

(事務局)

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 報告事項

(1) 第三次小田原市子ども読書活動推進計画(案)について (図書館)

(2) 第2期小田原市教育大綱について (教育総務課)

5 議事日程

日程第1 議案第24号 第4期小田原市教育振興基本計画の策定について (教育総務課)

日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告（令和4年度小田原市一般会計補正予算）
について（教育部）

日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

6 報告事項

（3）令和5年度市立幼稚園新入園児応募状況について（教育総務課）

（4）令和3年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について（教育指導課）

7 議事等の概要

（1）教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

（2）10月協議会議事録の承認

（3）議事録署名委員の決定…4番 菱木委員、5番 秋元委員に決定

（4）報告事項（1）第三次小田原市子ども読書活動推進計画（案）について（図書館）

○図書館長 それでは、私から御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

まず、1 計画策定の背景と経過ですが、本市では、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に掲げられた基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえた子供の読書活動を推進するため、平成22年9月に第一次計画、平成29年3月に第二次計画を策定し、様々な取組を行ってまいりました。

このたび、第二次計画の策定からおおむね6年間を経過いたしますので、この間の取組の成果と課題を検証し、新たに第三次計画を策定するものです。

2 本市の第二次計画期間における取組の成果と課題を御覧ください。

第三次計画策定にあたっては、課題把握のためアンケート調査を実施いたしました。資料に示しましたように「乳幼児のいる家庭で本を読む子どもの割合」が増加した一方、「本を読む児童生徒の割合」は、小学生・中学生ともに減少している様子が見られます。

そのあとには、関係所管とのヒアリングを踏まえて、第二次計画の「推進のための方策」ごとに、「主な取組」「成果」「課題等」をまとめております。

第三次計画に向けては、家庭におきましては、「保護者に対する読書活動の啓発や支援」、地域におきましては、「児童書の貸出冊数の増加の一方で図書館利用の子どもが減少していること」などの、諸課題に注目しているところです。

2ページを御覧ください。

3 第三次子ども読書活動推進計画（案）の概要を御覧ください。

本計画（案）につきましては、昨年度より、小田原市図書館協議会委員の皆さまの御意見を伺いながら、取りまとめてまいりました

（1）子ども読書活動の推進でめざす姿につきましては、「人生をより豊かに生きるための力」を身に付ける、といたしました。

(2) 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間といたします。

(3) 基本方針は、第二次計画の基本的な方向性を引き継ぐかたちで、次の3つを掲げております。

「(ア) 家庭・図書館・学校等それぞれの機能や特性を生かした読書活動の推進」ですが、読書習慣を身につけることができるよう、家庭・図書館・学校などが、それぞれの機能や特性を発揮し、身近な場所で、本を手にすることができる環境を整えてまいります。

「(イ) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進」については、家庭、図書館、学校、行政が補完・連携しながら、取組や情報を共有し、子どもの読書活動を点から面への取組に拡げてまいります。

「(ウ) すべての子どもたちが素晴らしい本と出会い、読書に親しむことができる機会の提供」については、配慮が必要な子供を含む全ての子供たちが、素晴らしい本と出会い、読書に親しむことができるよう、機会を提供してまいります。

3ページを御覧ください。

(4) 計画推進のための方策 でございますが、家庭や図書館、学校などの子供の生活の場面や、着目すべきテーマを踏まえ、第三次計画を推進するための方策を整理しております。方策「①家庭における子ども読書活動の推進」につきましては、『うちどく』と称してはいますが、「家庭における家族の読書活動」を通じての、家庭内のコミュニケーションと読書の活発化や、家庭内で子供の本選びの参考になるようなブックリストの作成などを位置付けています。

「②図書館における子ども読書活動の推進」につきましては、子供たちが読みたい、読んでほしい図書の充実はもちろんのこと、ブックリストなどによる情報提供、イベントなどによる来館促進方策を、中央図書館、小田原駅東口図書館がそれぞれの特徴を生かしながら取り組んでまいります。

「③学校等における子ども読書活動の推進」につきましては、学校図書室との連携に加えて、幼稚園や保育所、こども園などの乳幼児施設との連携も進めたいと考えています。

「④ティーンズの利用を促すための読書活動の推進」につきましては、これまで位置づけが薄かった高校生世代に着目し、ティーンズ世代を対象とした事業実施や、スマートフォンなどでも利用できる電子図書館の利用促進に取り組むと考えています。

「⑤地域資源を通じた子ども読書活動の推進」につきましては、第二次計画では、「小田原ゆかりの文学を通じた読書活動」としておりましたのを、幅広いゆかりの人物や地域が登場する作品なども見据えていきたいと思っております。

「⑥子どもの読書活動推進に向けた人材育成」は、これらの施策推進に向けて、図書館職員の子どもの読書に関する資質向上や推進体制整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、(5) 今後のスケジュールですが、12月15日から令和5年1月13日の一箇月間、市民からの意見公募を実施し、意見公募の結果報告を経て、令和5年3月に、第三次計画の策定を予定しております。

なお、別に添付いたしました計画案の本誌につきましては、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上をもちまして説明を終わります。

(質疑・意見)

○益田委員 読書活動推進計画なのですが、以前実施していた乳児に渡すブックスタート事業は今、小田原市では行われてないのですが、再開することは念頭にないということでしょうか。

○図書館長 ブックスタート事業でございますが、今回、アンケート調査を行ったわけですが、その中で、本紙の方にはアンケート調査の結果も出ておるんですが、読み聞かせをされていない家庭が19パーセント程度ということで、かなりの家庭がお忙しい中で読み聞かせをされていると。ブックスタート事業自体、その読み聞かせをまずしていただくというところを狙いとしたものですので、今回の計画の中ではブックスタート以降の本選びの参考になるような取組を強めてまいりたいという形で位置付けております。

ということで、ブックスタート事業自体この計画の中には載せておらず、実施しないという考え方でございます。

○柳下教育長 活動そのものは大事ですよ。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 報告事項 (2) 第2期小田原市教育大綱について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは私から、御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

第2期小田原市教育大綱につきましては、平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育の目標や施策の根本的な方針等について、市長が定めることとされたことを受け、昨年度から5回にわたり、市長と教育委員会が協議し、令和4年度第2回総合教育会議において策定いたしました。

基本目標といたしましては、「一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり」、「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」、「多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり」に加え、人生100年時代を見据えた「生涯の学び」の視点として「生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり」の4本柱で構成することといたしました。

この4つの基本方針をもとに、9つの重点方針を定め、「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」「関わる力」の中で「社会力」を育むとともに、「家庭教育支援」「幼児教育・保育」「学校教育」「地域とともにある学校」「学びの環境整備」においては、改定にあたり新たな視点を追加いたしました。

大綱の周知については、概要版としてパンフレットを作成してまいります。前大綱を「教育の木」として表現いたしました。第2期の大綱においても「木」のイメージは生涯の学びにも通じるものと考えており継続してまいります。今後、概要版等を活用し広く市民に広

報することで方向性を共有していくとともに、具体的な施策については、教育振興基本計画の中で展開を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

(質疑・意見等なし)

(6) 日程第1 議案第24号 第4期小田原市教育振興基本計画の策定について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明申し上げます。

現行の小田原市教育振興基本計画については、令和4年度末に対象期間の満了を迎えることから、教育長はじめ教育委員の皆様方にも御参加いただいている教育振興基本計画策定有識者会議の場で5回にわたり御議論いただいたほか、令和4年9月15日から10月14日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様や関係者の方々からの御意見を踏まえながら策定作業を進めてまいりました。

これまでの経過を踏まえ、お手元の小田原市教育振興基本計画(案)とおおり、取りまとめましたので冊子を御覧ください。

1ページをお開きください。

まず、「1 計画策定の趣旨」でございます。中段に記載してあるとおおり、これまでの教育大綱や教育振興基本計画は、子供の育ちや学校教育に焦点をあててまいりましたが、今回の改定では人生100年時代を見据えた「生涯の学び」という視点を加味するとともに、昨今の社会状況の変化に伴う教育行政を取り巻く動向を踏まえ、一体的に策定いたしました。

11ページをお開き下さい。「IV 小田原市の教育が目指す姿と方向性」を掲げてございます。目指す姿については、太文字で記載してあるとおおり「生涯を通じた学びが保障され、学習者主体の学びが推進されている。自分たちの幸せな社会を共に創っていく社会力が育まれている。」としており、その方向性も含めて、現在議論が進んでいる国の教育振興基本計画で示されている考え方とそごが生じていないものと考えております。

15ページを御覧ください。「VI 計画体系図」でございます。

施策の展開については、ページの右側部分に記載しているとおおり、生涯を通じた学びの中に学校教育があるという視点に立ち、大きく社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校、学びの環境整備の5項目で体系を整理しております。41ページまでの詳細施策については、有識者からの御指摘を踏まえ字句等の修正はさせていただいておりますが、内容は従前のおおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に42ページをお開きください。「VIII 計画の推進にあたって」でございます。こちらにつきましては、前回の有識者会議での議論及び委員からの追加意見を踏まえて、修正をかけたさせていただいております。

「2 成果指標」のリード文につきましては、本計画の着実な推進に向け、社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校、学びの環境整備の5項目

において、「施策展開の考え方を基に、その進捗を図り、進行を管理するための主要な指標及び目標値を設定する。」という表現に修正し、整理させていただきました。

個々の設定項目については、修正点を中心に御説明いたします。

(1) 社会教育の「キャンパスおだわら講座」、「人権啓発イベント」に関する指標の箇所になります。従前は満足度や理解度といった「質」の視点の指標のみを置かせていただいておりますが、受講者や参加者を増やしていく「量」の視点も大切との御意見をいただきましたので、2つの項目を併記して整理させていただきました。

その下の「健康寿命」、「毎日朝食をとる市民の割合」の2項目については、新たに健やかな体の観点で追加した指標になります。健康寿命については、総合計画で位置付けている設定項目をスライドして置いております。毎年度数値を取っているものではないため、12年度の目標値を目指して、健康寿命の延伸をしていこうとする指標になっております。

もう一点の「毎日朝食をとる市民の割合」については、食生活を見直し心身ともに健康な生活の実現に寄与する指標として設定したものであり、20歳以上の市民を対象とし令和9年度までに85パーセントを目標とするものです。

(2) 家庭教育支援でございますが、こちらは一番目の「おだわらっ子の約束の認知度」という項目を、新たに設定させていただきました。

「おだわらっ子の約束」は、教育大綱と並ぶ本市の教育の重要な理念であるため指標にも位置付けようとするものですが、現状で認知度に関する基準値を持ち合わせておりませんので、来年度に実施予定の総合計画に関するアンケートの中で調査をかけながら、目標年度までその認知度向上を目指すものでございます。

その下の「家庭教育講演会」の指標につきましても、質と量の視点から、参加数の項目を併記する形で修正をしております。

(3) 幼児教育・保育の項目については、従前は最下段の「幼稚園教育・保育の質の向上に向けた意見交換会の参加園割合」のみとなっておりますが、設定項目を2つ追加させていただきました。

まず、「小学校の児童と交流している公立幼稚園の割合」でございますが、こちらは幼稚園と小学校の円滑な接続・連携の視点から、必要な指標と判断したため追加いたしました。現状公立幼稚園においては、幼小連携のアプローチが取れておりますので、その取組は維持しつつ、今後は私立幼稚園へも展開していこうとするものでございます。

次に、「就学相談を希望する児童への対応率」については、現状100パーセントで対応している取組になりますが、今後も継続的に実施しながら、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、最適な学びの場の提供に努めていこうとするものでございます。

(4) 学校教育・地域とともにある学校でございます。44ページをお開き下さい。表の2段目にICT関連の指標として、「ICT活用指導力を有している教員の割合」という項目を追加しております。

ICT機器が整備されたことによる個別最適な学びの指標として、国の学校における教育の情報化の実態等に関する調査の項目から設定したもので、令和3年度の73.3パーセントを基準として全国平均以上を目標とするものです。

表の下から2段目の「学校防災アドバイザー派遣校数」でございますが、地域とともにある学校の側面で、防災教育の果たす役割は大切との御意見をいただきましたので、設定項目に追加させていただきます。

最下段の「スクールボランティアの延べ人数」につきましては、令和3年度実績としては、5万千人余となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響から参加者が減少している現状を鑑み、目標年度までにコロナ前の水準まで目指して行こうとするものです。

(5) 学びの環境整備について掲げている4つの指標については、変更はございません。

教育振興基本計画については、本定例会で確定後、令和5年度4月からのスタートに向け、冊子の作成を進めてまいります。

説明は以上です。

(質疑・意見)

○柳下教育長 特に成果指標につきましては、教育振興基本計画策定有識者会議においてもいろいろと御意見をいただきました。それを基に指標を再構成したということでございます。

○益田委員 成果指標については、今後実施する調査等を踏まえ、適宜見直しを行います。と書いてありますが、大体どのぐらいのターンで見直しを行っていくのか教えてください。

○教育総務課副課長 ありがとうございます。来年度の調査に関しましては、教育振興基本計画策定有識者会議で関わっていただきました横浜国立大学の重松委員と、今、調整をしているところでございます。

長期スパンで、どういうデータを取ってくるのかというところをしっかりと掘り下げながらやっっていこうということで、見立てとしては、来年度中に調査ができるといいなとは思っているのですが、もしかしら令和6年度からの調査かなということで、ここはこれからの調整によって変わっていくと思っております。

おだわらっ子の約束に関しては、総合計画の全庁的な調査はございますので、先行して取れるものを取っていくと、あと、学び全般の指標に関しては、令和5年度、もしくは6年度から、調査が開始できればと考えております。

加えて、調査が動き始めますと、指標の設定の仕方に関して、今この指標でいいのかどうかと調査に合わせた指標の設定をもう一度議論する場が必要だろうと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(7) 日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告(令和4年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部)

○教育部副部長 それでは私から御説明いたします。市議会12月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、「令和4年度小田原市一般会計補正予算概要」の1ページを御覧ください。

上段の歳入については関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目(項)教育総務費(目)事務局費の「奨学基金積立金」につきましては、匿名の方から、歳入の1段目にあります奨学基金寄附金として、経済的な理由により、子供の修学の費用負担が大きい家庭の支援に役立ててもらいたいとの趣旨で10万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

次に、歳出の2段目から5段目、(項)教育総務費(目)学校給食共同調理場費、(項)小学校費(目)学校管理費、(項)中学校費(目)学校管理費及び(項)幼稚園費(目)幼稚園費の各事業につきましては、原油価格の高騰等により光熱水費及び燃料費に不足が見込まれますことから、所要額を計上するものでございます。

次に歳出の3段目(項)小学校費(目)学校管理費のうち、「学校図書購入費」につきましては、歳入の学校管理費寄附金として、小学校の学校図書の充実に役立ててほしいとの趣旨で、市内在住の波多野 明夫様から1万円の御寄附をいただきました。これを財源に、小学校費に1万円の学校図書購入費を計上したものでございます。

以上で、補正予算についての事務の臨時代理の報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(8) 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る条例議案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関す

る規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

別紙の2ページを御覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため提案するものであります。

内容といたしましては、表に記載のとおり、令和4年度にあつては、12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、令和5年度以降にあつては、6月期及び12月期両方の期末手当からそれぞれ100分の2.5を引き上げ、年額として100分の5の引き上げとするものでございます。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 令和5年度市立幼稚園新入園児応募状況について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明します。資料3を御覧ください。

資料上部「令和5年度新入園児応募状況(令和4年度募集実施)」についてですが、まず1学年の定員は令和4年4月1日から休園している前羽幼稚園を含めて全体で385人でございます。

次にAの「願書配布数」ですが、去る10月17日から21日までの間、入園願書の配布を行ったところ、件数は76件でした。

Bの「願書受付数」ですが、11月1日及び2日で入園願書の受付を行ったところ、件数は67件でした。

各園とも定員に達しておりませんので、現在も追加の申込を受け付けております。下の表の令和2年度から令和4年度までを見ていただくと、Cの「5月1日の年少園児数」は、11月時点の件数から若干増加する傾向にあります。

参考資料1を御覧ください。

昨年度策定いたしました「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針」では、最下部にあるとおり、集団の中で園児の発達段階に応じた様々な経験が得られる、園児数の最低基準として、「1学年の園児数15人、1園の総園児数30人」と定めています。

裏面2ページを御覧ください。

「3 最低基準を下回った場合の対応」として、公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、ア 複式学級の実施、イ 翌年度の入園児の募集の停止、ウ 休園又は閉園を検討することとしています。

参考資料2を御覧ください。

市立幼稚園令和4年度園児数及び令和5年度園児数見込についてですが、令和4年度は下幼稚園及び報徳幼稚園が最低基準を下回りましたが、令和5年度は更に東富水幼稚園が最低基準を下回る見込みです。

まず、下中幼稚園については、令和4年度から4歳児と5歳児の「複式学級」を開始し日常の保育の中で集団教育ができるよう取り組んでいます。令和5年度は申込時点で園児数7人となる見込みであり、橘地域における認定こども園整備に伴う幼稚園の移設を求められていることもあり、現在、来年度の対応について、地域調整を行っています。

報徳幼稚園については、令和4年度から「最低基準」を下回る状況となりました。現在は複式学級などの対応は取っておりませんが、令和5年度についても園児数19人となる見込みであることから、指針に基づき地域や保護者等との話し合いに着手したところです。

東富水幼稚園については、今回「最低基準」を下回る見込みとなったことから、指針に基づき地域や保護者等との話し合いに着手する予定です。

いずれにしても、これら幼稚園のあり方については、保護者等との話し合いを踏まえ、しるべき時期に、教育委員会定例会に御報告したいと考えております。

(質疑・意見)

○益田委員 幼児教育はある程度の集団ではないと、教育ができないというのはとてもよくわかるのですが、ただ、公立幼稚園ってということで、駐車場がないので、違う地域に行ったりですとか、そういうことが難しいって御家庭の状況等もあると思いますので、その辺を十分加味しながら、適切にやっていってほしいなと思っています。意見です。

○秋元委員 私も子供2人、幼稚園に入れていたんですけど、1番やはり大変だったのが、お弁当と、終わる時間が早いことだったので、仕事が終わるまでにその時間をどうやって、子供たちを預けようかっていうところが、いつも頭がいっぱいだったので、幼稚園っていうところが必要となるような仕組みを作らないと、公立幼稚園っていうのはすごく難しいのかなと思います。以上です。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (4) 令和3年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について (教育指導課)

○教育指導課長 私から報告させていただきます。資料4を御覧ください。

まず、調査の概要から御説明申し上げます。「1 調査期間」、「2 調査項目」については資料のとおりです。

「3 調査結果」について、全国の数値は、令和4年10月に公表された「文部科学省 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」、神奈川県の数値は、同じく令和4年10月に公表された「令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果です。

本市の結果は、市立全小中学校を対象に、学校調査として、教育指導課に報告されたものをまとめたものです。

それでは、各項目の結果について御報告いたします。

まず「(1) 暴力行為の状況」についてです。1ページの「①暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数」の表中、令和3年度の欄を御覧ください。

令和3年度の暴力行為の発生件数は小学校で211件、中学校で139件となり、前年度と比較して、小学校で137件、中学校で72件の増加となりました。本市の暴力行為の発生件数の割合は、全国や神奈川県と比較して大変多い状況です。暴力行為の中でも、「②暴力行為の形態」にありますように、「生徒間暴力」が多くなっています。「暴力行為」の定義は「自校の児童生徒が、故意に有形力を加える行為」となっており、「生徒間暴力」として、児童生徒がけんかやトラブルになり、叩いたり、つねったりした事案が報告されています。原因につきましては、令和3年度は、学校での感染症対策の規制が徐々に緩和されたことに伴い学校行事や部活動など様々な活動を通して子供同士が関わる機会が増えてきたことや、新型コロナウイルス感染症の影響から児童生徒の多くがストレスを抱えた生活を送ってきたことによるものと考えており、今後も注視していく必要があると考えます。

また、「③学年別加害児童生徒数」では、小学校低学年、中学年の加害児童が増加しています。小学校の早い段階から自分の感情と上手に向き合い、コントロールするスキルや互いの思いを言葉で伝え合える温かい人間関係づくりのためのコミュニケーションスキルを習得することができるようにしていく必要があると考えております。

2ページを御覧ください。次に「(2) いじめの状況」についてです。

令和3年度はいじめの認知件数は、「①いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数」の表に示しておりますとおり、小学校で924件、中学校196件となり、前年度と比較して、小学校では369件増加し、中学校では48件減少いたしました。いじめの態様としては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が一番多くなっております。

先ほども触れましたが、令和3年度は、様々な人とコミュニケーションを図る機会が少しずつ増えてきたことで、児童生徒は時には友達とぶつかりながら、発達段階に応じて関わり方を学んできています。その学びの機会、指導の機会を見逃さないためにも「いじめ」を積極的に認知し、早期発見、早期対応することが大切だと考えております。

小学校はいじめの認知件数が大幅に増加しましたが、これは、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、積極的な認知が行われたことによるものと考えております。

また、いじめを認知した時には、ていねいな対応が必要ですが、個々のいじめ事案については、「③ いじめの解消率」にございますように、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けたほとんどの事案が解消につながっております。

次に「(3) 長期欠席の状況」についてです。3ページを御覧ください。

令和3年度の不登校者数は、「①不登校者数と出現率」の表でお示しておりますとおり、小学校で138人、中学校で228人でした。令和2年度と比較して、小学校は26人増加、出現率は0.32ポイント増加しました。中学校は、9人増加し、出現率は0.13ポイントの増加となっております。本市の不登校の出現率は、依然として全国や神奈川県より多い状況です。

不登校の主たる要因としては、「②不登校の要因」にありますとおり、小中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、全体の60パーセント程度を占めております。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることというところから、休みがちな児童生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考えるのではなく、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」と考え、早期に発見し、早期に対応することが大切であると考えています。

4ページを御覧ください。「4 今後の主な取組」として<暴力行為・いじめ>と<長期欠席>に分けて、それぞれ（各学校が行う取組）、（市教育委員会が行う取組）、（関係機関等と連携して行う取組）の3点に整理しました。

<暴力行為・いじめ>については、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるように人権教育の充実に努めていきます。また、適切な方法で友達とコミュニケーションが図れるように、ソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメントなどの手法を必要に応じて活用していきます。いじめについては、日頃の子どもの様子を複数の職員で見取れるようにして、早期に発見し、重大化させないための組織的な取組に努めていきます。

関係機関等の連携につきましては、神奈川県弁護士会との連携による「いじめ予防教室」を実施していくほか、学校運営協議会やいじめ問題対策連絡会など様々な機会をとおして、いじめ問題の解決に向けては社会全体で取り組むものであるとの認識の共有に取り組んでまいります。

<長期欠席>については、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制を作り、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等他機関と連携して取り組んでまいります。また、おだわら子ども若者教育支援センター（はーもにい）等、学校以外の支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させてまいります。

最後になりますが、いじめ・不登校などの状況については、広く地域社会全体で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、児童生徒の健やかな育ちに向けて、それぞれの役割を果たすことが必要であることから、本定例会の報告後、学校などへの情報提供や市ホームページで公開していく予定です。

報告は以上です。

（質疑・意見）

○秋元委員 最近の話ですけど、コロナもあるので、都心の方から小田原の小学校に入学されたお子さんがいまして、そのお子さんが暴言を吐いてしまうのです。内容としては、「小田原市の学校ってこんなもんなんだ。」「学力が低いね。」とかそういうことを学校で言うようになって、結局、親御さんが言っていることをそのままお子さんが言うんですけども、結局そのお子さんがどうなったかと言うと、孤立しちゃってるんですね。これがい

じめってなった時に、果たしてこの原因ってなんなんだろうって思うわけですね。なので、私、いろいろな先生方とお話する機会もあって、先生方も子供のためにいろいろな思いさされて、対応されてるのは本当によくわかるんですけど、親御さんの話していることっていうのが、常識の範囲を超えている時に、その教員が対応するっていうのが本来の業務からちょっと外れたことをやっていると思うんですよ。ですので、俗にモンスターペアレンツとか、そういう方々っていうところで、いじめが起こるのであれば、企業ですとクレームがあればクレームの担当課が対応するわけですよ。なので、学校の先生ではなくて、学校の方でそういう親御さんで、ちょっと過敏な方だとか、神経質な方に対しての特別な相談に乗ってるところを学校の中に作るのもありなのかなと思います。実際いじめにつながっていくのであれば何事も意味がないので、親御さんの対応をどうするかっていうところも平行してあるのだと思います。

○教育指導課長 御意見と受け止めさせていただきます、ありがとうございました。

大きく今の御意見は2点に分けられると思うのですが、まず、いじめかどうかの話につきましては、どのようなきっかけでありましても、どちらの子供に対しても、やはりやられて嫌だ、言われて嫌だということは、いじめにつながるということですので、そのようなことがないような指導を教員の方でしていく必要があると思っております。

またその背景にあるところで、具体例とはちょっと話を外して話させていただきますけれども、今の時代、秋元委員が言われたとおり、法的機関にも頼らざるを得ないような状況というのも起こり得るということは認識しております。このような場合、学校の職員では手に負えない場合には、県のスクールロイヤー等に相談するなども市の教育委員会としては考えておりますので、必要に応じて、そのようなところも活用してまいりたいと思っております。

以上です。

○井上委員 暴力行為の状況のところなのですが、令和2年度から3年度にかけて、小学校、中学校とも非常に増加率が高いですよ。全国や、神奈川県と比べても非常に高い数値になっていると思うのですが、これだけを見ると、小田原市の小中学校って大分荒れているのかなっていう数字だけを見るとそのように思います。その状況については、コロナ禍で子供同士が関わる機会が増えてきたことや、新型コロナウイルス感染症の影響から児童生徒が大きなストレスを抱えた生活を送ってきたことによるものと考えられるということですが、これは別に小田原だけに限ったことではないはずなんですよ。そうすると、他にどういう原因が考えられるのかっていうのを、想定していることがあったのでしょうか。

それから、暴力行為と認定する基準っていうのが、県だとか、指標のようなものがある、小田原市がすごく細かく見て、捉えているのかなと思うんですけども。そういうところまで考えないで、数字だけ出てしまうと、小田原ちょっと危ないなって落ち着いてないのかなっていうことになってしまうので、ここもう少し丁寧な説明があった方がいいのかなと思います。

それから、地域性というか、地域っていうのはちょっといけないんですけど、小田原の街中の学校と、それから離れたところの学校での暴力行為の状況っていうのが、地域差みたい

なものが特性みたいなものがあるのかなって。学校間でも、例えばこの学校に集中してるよとかっていうことも昔はちょっとありましたよね。この学校、すごく荒れていた学校があるとかっていうような。やっぱそういうところで、カウントされているのかなってということもあるんで、その辺のところをちょっとお伺いしたいです。

あとは、令和4年度になってきて、今どんな状況なのか、減る傾向なのか、横ばいなのかになってことも、ちょっと気になるところです。

○教育指導課長 最初の質問にお答えしたいと思います。我々も県・国の結果が出てきて、この大きな差が出ているということについては、驚いているところではございます。

ただ、定義につきましては、先ほど申しましたとおり、「児童生徒が故意に有形力を加える行為」というものを暴力行為と定義しておりまして、それに則って、学校では調査をしているところではございまして、井上委員が言われたとおり、丁寧に見てもらっているのかなというのが率直なところではございます。

確かに、丁寧な説明があるほうが良いということで、御意見もいただきましたけれども、分析としましては、今のこの状況というのがコロナ明けの状況であるとか、先ほど申ししたところに強く影響されているということですので、これは今後も注視していかなければいけないと思っているところではございます。

具体的なお話につきましては、指導主事からお答えさせていただきます。

○教育指導課指導主事 井上委員から、地域差はあるかという御質問についてですが、地域差というよりも、複数学級ある中で少し児童生徒の様子が落ち着かない学級がどれぐらいあるかという中で、それが相対的には地域差となってくるかと思いますが、やはり一定程度、そういった学級が多い学校もあったのも事実でございます。どの地域かというところは、発言を控えさせていただきます。

これも、その地域がずっとそうかという、そうではない。令和3年度に関しての傾向ということで捉えていただければと思います。それから、今年度の状況についてどういう状況にあるかというところですが、これについては、統計は翌年度に実施するものですから、数値は、そちらでの報告となりますが、指導主事が学校訪問している様子からは市内の小中学校は、非常に落ち着いた状況にあると受け止めています。

ただ、井上委員からも、御指摘ありましたように、落ち着いているからこそ見える細かな、他の子供を突き飛ばすですとか、つねってしまうといったものも、実際学校からの報告で、暴力行為として上がってくるケースもございますので、落ち着いているからこそ、出てきている数字という部分も、多少あるかと捉えております。

以上になります。

○柳下教育長 私も学校をよく回っています。落ち着いているなっていうのがまず印象です。それから相当細かいものも上がってきているという報告も受けています。先ほどの表現で言うとつねってしまうとか押してしまうとか、そういうものも全て挙げるようにとも指導をしていますし、学校の方もそういうのを見逃さないというそういう配慮をしているということはございます。

○益田委員 1つ質問とあと何点か意見があります。質問としては、長期欠席の件ですが、不登校はどういうお子さんをカウントしているのかというところで、通級指導教室とか、フリースクールとかに通っているお子さんもいらっしゃると思うんです。自分の学校ではないところで。そういうお子さんは、不登校者数に入っているのかどうかというのをお聞きしたいです。

いじめなのですが、先ほど秋元委員が言っていたように、いじめは被害を受けているお子さんはもちろんですけど、加害の側のお子さんにも絶対に背景があって、バックグラウンドがあると思うんです。そういうところをやはり、それはダメだよって言うだけではなくて、もちろんやっつけらっしゃるとは思うんですけど、その部分を理解した上で、指導支援をしていかないと、解消と言っても、そこで一旦解消したところで多分、違うところでまた出てきてしまうっていうのがあると思うので、根本的にその加害側も、被害側も根本的に丁寧に指導していくっていうことが大切なのではないかなと思っています。

それとちょっとショックだったんですけど、おだわら子ども若者教育支援センター（は一もにい）が自由に相談に行っていていって分かってらっしゃらない保護者の方が多々いるみたいで、どうもどこかの検診などと言われないと、は一もにいにつないでもらえないように誤解をされている保護者の方がいるので、ここに周知を図るって書いてあるんですけど、できたばかりなので仕方がないかもしれないですけど、もっともっとアナウンスをしていってほしいなと思います。

以上です。

○教育指導課指導主事 私から最初に質問がありましたフリースクールの関係についてお答えします。フリースクール含めて、30日以上欠席している生徒児童についてが不登校という扱いになっております。ですので、フリースクールに行っていると言っても、全部フリースクールに行っているという子はなかなかいませんので、そこで児童生徒の方も30日以上であれば不登校という扱いになっています。ちなみに、病気であるとか、最近あるコロナ不安というのは、また違うカウントになりますので、少し外れるかもしれませんが、フリースクールの方は30日以上欠席している児童生徒をカウントしているというところですよ。

あとは、は一もにいの周知についてですが、私どもの方も、年に2回、全部の学校に対して学校訪問という形で、不登校についての、様々な部分での周知を行っています。

その中で、実際に他機関との関わりということで、は一もにいも含めて、様々な支援の方法があるよというところで、学校の中で周知をし、パンフレット等も渡しているところではあるんですが、確かに保護者全部に、行き渡るようなものがあるかというところ、少し難しいかと思っています。例えば、は一もにいの心理相談員が「は一もにいだよ」ということで、年に2回 全児童生徒に、は一もにいにはこんなふうに相談できるよということを知っています。今後周知の方はさらに考えていきたいと思っています。

以上です。

○教育指導課指導主事 いじめの被害者に対して寄り添うのはもちろんのこと、加害者の方にもという御意見についてお答えします。

もちろん学校の方で、被害の児童生徒に寄り添いながら丁寧に対応していくのはもちろんですが、加害の児童生徒に対しても、その場でももちろんいけないということは、しっかり指導しつつも、どういった原因があるのか、バックグラウンド等も含め子供たちの声をよく聞きながら、また、いじめは学校だけではなく、家庭ですとか、地域ですとか、子供たちに関わる大人すべての問題であるということも、共有しながら、対応していきたいと考えております。

○益田委員 は一もにいなんですけど、学校で配るのはいいんですけど、もっと小さなお子さんのいる子育て支援センターとか、ファミリー・サポート・センターとか、そういうところにももっとアピールして、もうちょっと小さい時からでも、そこにつながっていけるんだよっていうのを、お子さんが小さい時から言っていくといいと思うので、ちょっと範囲を広げて、周知して行ってほしいです。意見です。

○教育指導課指導主事 御意見としていただきたいと思います。新入生児童については、全員に配布という形をしております。その他、は一もにいにはゼロ歳から39歳までということで、教育だけでなく、子ども青少年支援課の方もつくしんぼ教室等であるとか、そちらとも連携して幅広く周知を行っていきたいと思っています。

○柳下教育長 学校に対すると申しますかね、は一もにいに対する相談件数は相当増えているのですね。しかしながら、そういう御意見もあるということと、学校に通っている子供だけではなくて、ゼロ歳から39歳までなので他課と協力して周知に努めていただきたいと思っております。

(その他質問・意見等なし)

(11) その他

8 教育長閉会宣言

令和5年1月31日

教 育 長

署名委員（菱木委員）

署名委員（秋元委員）